海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第八十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の二十五」を「第十九条の三十五の三」に、「第十九条の二十六―第十九条の三十五」を「第十九条の三十五の四」に、

「第六章の二　独立行政法人海上災害防止センター
第一節　総則（第四十二条の十三―第四十二条の二十）
第二節　役員及び職員（第四十二条の二十一―第四十二条の二十五）
第三節　業務等（第四十二条の二十六―第四十二条の三十三）
第四節　雑則（第四十二条の三十四）」を「第六章の二　指定海上防災機関（第四十二条の十三―第四十二条の二十九）」に改める。

第三条第六号の三中「あつて」の下に「窒素酸化物、硫黄酸化物、揮発性有機化合物質（油、有害液体物質等その他の貨物から揮発することにより発生する有機化合物質をいう。以下同じ。）その他の」を、「定めるもの」の下に「、二酸化炭素」を加え、同条第十五号の二中「及び」を「、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。第十八号及び第五十一条の五において同じ。）及び」に改め、同条第十八号中「汚染」の下に「、地球温暖化」を加える。

第八条の三第一項中「排他的経済水域」の下に「（以下「日本国領海等」という。）」を加える。

第十条第二項第二号中「（政令で定める廃棄物を除く。）の排出」を「の排出（政令で定める廃棄物の排出に限る。）」に改める。

第十八条第一項中「第五十五条第一項第五号」を「第五十五条第一項第六号」に改め、同条第二項第二号中「第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物を除く。）の排出」を「の排出（第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物の排出に限る。）」に改める。

第十八条の七中「第十九条の二十六及び第五十五条第一項第六号」を「第十九条の三十五の四及び第五十五条第一項第七号」に改める。

第十九条の二十一第二項中「政令で定める海域において硫黄分の濃度その他の」を「その」に改め、「かつ、」の下に「国土交通省令で定めるところにより」を加える。

第十九条の二十三第一項中「（油、有害液体物質等その他の貨物から揮発することにより発生する有機化合物質をいう。以下同じ。）」を削る。

第十九条の二十七から第十九条の三十五までを削る。

第十九条の二十六の見出しを削り、第四章の四中同条を第十九条の三十五の四とする。

第四章の三中第十九条の二十五を第十九条の三十五の三とし、第十九条の二十四の二の次に次の十二条を加える。

（二酸化炭素放出抑制航行手引書）

第十九条の二十五　日本国領海等のみを航行する船舶以外の船舶であつて、総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上のもの（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。以下「二酸化炭素放出抑制対象船舶」という。）の船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶を初めて日本国領海等以外の海域において航行の用に供しようとするときは、二酸化炭素放出抑制航行手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。次条第一項の確認を受けなければならない二酸化炭素放出抑制対象船舶について二酸化炭素の放出量を増大させ、又は減少させるものとして国土交通省令で定める改造を行つたとき、及び二酸化炭素放出抑制対象船舶について第十九条の二十七第二項の規定により同条第一項の国際二酸化炭素放出抑制船舶証書がその効力を失つた後において初めて日本国領海等以外の海域において航行の用に供しようとするときも、同様とする。

2　前項の二酸化炭素放出抑制航行手引書（以下「二酸化炭素放出抑制航行手引書」という。）には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置に関する事項

二　次条第一項の確認を受けなければならない二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標

（二酸化炭素放出抑制指標に係る確認）

第十九条の二十六　二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者は、前条第一項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標（国土交通省令で定めるところにより二酸化炭素放出抑制対象船舶を航行させる場合における当該二酸化炭素放出抑制対象船舶からの二酸化炭素の放出量であつて、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶についてその航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たつての指標となるものをいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

一　国土交通省令で定める技術上の基準により算定されていること。

二　船舶の用途及び載貨重量トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。第五十一条の四において「トン数法」という。）第七条第一項の載貨重量トン数をいう。）その他の船舶の大きさに関する指標に応じて国土交通省令・環境省令で定める基準に適合するものであること。

2　前項の規定は、航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶及び構造が特殊なものとして国土交通省令で定める推進機関を備える船舶については、適用しない。

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書）

第十九条の二十七　国土交通大臣は、第十九条の二十五第一項の規定により二酸化炭素放出抑制航行手引書を承認したときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を交付しなければならない。

2　第十九条の三十第二項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶がその船級の登録を抹消されたときは、前項の規定により当該二酸化炭素放出抑制対象船舶に交付された国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失う。

3　国土交通大臣は、第一項の国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（以下「国際二酸化炭素放出抑制船舶証書」という。）を交付する場合には、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の用途その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に記載することができる。

（二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行）

第十九条の二十八　二酸化炭素放出抑制対象船舶は、有効な国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けているものでなければ、日本国領海等以外の海域において航行の用に供してはならない。

2　二酸化炭素放出抑制対象船舶は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に記載された条件に従わなければ、日本国領海等以外の海域において航行の用に供してはならない。

3　前二項の規定は、第十九条の二十六第一項の確認、第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九若しくは第十九条の四十一第一項の検査（以下「法定検査」という。）又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。